

予備的調査要請書

一 件名

決算及び平成二十年度予算の概算要求等に関する予備的調査要請

二 予備的調査の目的

我が国の財政はきわめて厳しい状況にある一方で、国民、マスコミ等から税金の不適切あるいは非効率な使用に対する指摘が数多くあり、国民の財政に対する信頼を低下させている。財政再建を果たすためには、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、そのために議会が果たす役割はきわめて大きい。何より、国民から預かった税金を一円の無駄もなく効率的に活用するために政府を監視することは、国会の最大の役割の一つであり、全力で取り組まなければならない。

この国会の最大の責務を果たすため、我が国財政に関するより広範かつ詳細な資料が必要であり、これを収集するために予備的調査を実施する必要がある。

三 予備的調査の具体的内容

1 決算に関する調査

国の決算（一般会計及び特別会計）について、左記(1)から(10)の資料（特に指定のない場合、平成十四年度から平成十八年度の五カ年度の各年度を対象。ただし、平成十八年度決算が国会に提出されていない場合、平成十八年度については実績見込み）

(1) 一般会計所管別（内閣府所管のうち宮内庁、公正取引委員会、警察庁、旧防衛庁、旧防衛施設庁及び金融庁においては組織別）、各特別会計勘定別の各年度の翌年度繰越額、不用額、繰越率（翌年度繰越額を歳出予算現額で除したものの百分率。以下同じ）及び不用率（不用額を歳出予算現額で除したものの百分率。以下同じ）

(2) 各特別会計勘定別の決算剰余額、剰余金率（決算剰余額を収納済歳入額で除したものの百分率）及び当該剰余金の処分方法

(3) 一般会計所管別に、組織、項、事項、目及び目の積算内訳（歳出予算各目明細書の積算内訳欄による。以下同じ）までに
ついて、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額、歳出予算現額、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額、繰越率及び不用率

- (4) 各特別会計勘定別に項、事項、目及び目の積算内訳までについて、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、予算総則の規定による経費増額、流用等増減額、歳出予算現額、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額、繰越率及び不用率
- (5) 平成十四年度から平成十六年度の各年度において、(3)による繰越率が二十パーセント以上となる目の積算内訳について、当該年度以降各年度の歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額、歳出予算現額、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額、繰越率及び不用率
- (6) 平成十四年度から平成十六年度の各年度において、(3)による不用率が二十パーセント以上となる目の積算内訳について、当該年度以降各年度の歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額、歳出予算現額、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額、繰越率及び不用率
- (7) 平成十四年度から平成十六年度の各年度において、(4)による繰越率が二十パーセント以上となる目の積算内訳について、当該年度以降各年度の歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、予算総則の規定による経費増額、流用等増減額、歳出予算現額、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額、繰越率及び不用率
- (8) 平成十四年度から平成十六年度の各年度において、(4)による不用率が二十パーセント以上となる目の積算内訳について、当該年度以降各年度の歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、予算総則の規定による経費増額、流用等増減額、歳出予算現額、支出済歳出額、翌年度繰越額、不用額、繰越率及び不用率
- (9) 平成十四年度から平成十六年度の各年度に新規に予算計上した事業（行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条に基づき定める、事後評価の実施に関する計画の対象となった事務事業をいう）について、当該年度以降各年度に予算を計上した一般会計の所管・組織又は特別会計の名称・勘定における事業名、項、事項及び目までの、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額、予算総則の規定による経費増額、流用等増減額、歳出予算現額、支出済歳出額、執行率（支出済歳出額を歳出予算現額で除したものの百分率）、翌年度繰越額、不用額、繰越率及び不用率
- (10) 財政法第三十三条第二項の規定に基づき、財務大臣の承認を経て流用を行ったものについて、流用先の目の名称、当初予算額及び流用金額、流用元となる目の名称、当初予算額及び流用金額、流用の理由

2 決算検査報告に関する調査

会計検査院の決算検査報告について、左記(1)及び(2)の資料

- (1) 平成元年度から平成十八年度の各年度の会計検査院の決算検査報告掲記事項の省庁・団体別、事項別件数金額（省庁・団体別に整理し、事項別合計金額及び総合計金額を記載）

- (2) 平成元年度から平成十七年度の各年度の会計検査院の決算検査報告で指摘を受けた事項について、平成十九年四月一日時点において改善措置を講じていない事業の一覧（指摘年度、事業名、指摘事業の概要、指摘金額）

3 平成二十年度予算の概算要求等に関する調査

- (一) 以下の(1)から(14)における平成二十年度予算の概算要求額の細目、積算内訳及び積算根拠
なお、作成に当たっては、別紙を参考とすること。

- (1) 内閣府作成の「平成二十年度予算概算要求の重点事項」（一頁から十一頁）に記載されているすべての要求額
- (2) 警察庁が平成十九年九月二十日に参議院会派「民主党・新緑風会・日本」が行った概算要求ヒアリングにおいて提出した「二〇〇八年度予算の重点施策、新規事業」の「2 要求・要望の主な内容」の(1)から(5)に記載されているすべての要求額
- (3) 金融庁が平成十九年九月二十日に参議院会派「民主党・新緑風会・日本」が行った概算要求ヒアリングにおいて提出した「金融庁の平成二十年度機構・定員及び予算要求について」の「3 予算要求」に記載されている約二百十四億円の要求額
- (4) 総務省が平成十九年九月二十日に参議院会派「民主党・新緑風会・日本」が行った概算要求ヒアリングにおいて提出した「二〇〇八年度予算の重点施策、新規事業」（一頁から四頁）に記載されている（四頁 再掲部分は除く）すべての要求額
- (5) 法務省が平成十九年九月二十日に参議院会派「民主党・新緑風会・日本」が行った概算要求ヒアリングにおいて提出した「概算要求の概要」の五頁の「二〇〇八年度概算要求における新規事業内訳」及び「平成二十年度概算要求重点事項について」に記載されているすべての要求額
- (6) 外務省が平成十九年九月二十日に参議院会派「民主党・新緑風会・日本」が行った概算要求ヒアリングにおいて提出した「平成二十年度概算要求 外務省所管一般会計予算」の「重点外交政策関連予算の概要」（二頁から五頁）及び「平成二十年度ODA予算」に記載されているすべての要求額
- (7) 財務省が平成十九年九月二十日に参議院会派「民主党・新緑風会・日本」が行った概算要求ヒアリングにおいて提出した「平成二十年度概算要求の概要」の「重点施策推進要望」（二頁）に記載されているすべての要求額
- (8) 文部科学省作成の「平成二十年度概算要求主要事項」の二頁から三十六頁に記載されているすべての要求額
- (9) 厚生労働省作成の「平成二十年度予算概算要求の主要事項」の一頁から四十七頁に記載されているすべての要求額
- (10) 農林水産省作成の「平成二十年度農林水産予算概算要求の概要」の「平成二十年度農林水産予算概算要求の重点事項」（十一頁から二十四頁）に記載されているすべての要求額
- (11) 経済産業省作成の「平成二十年度経済産業政策の重点」の「緊急に取り組むべき最重点3本柱」（十頁から十八頁）及び

「引き続き強力に推進すべき重要施策」(二十頁から三十九頁)に記載されているすべての要求額

(12) 国土交通省作成の「平成二十年度予算概算要求概要」の「第2 平成二十年度予算概算要求の概要」のうち「1 予算の重点化」(四頁から十二頁)に記載されているすべての要求額

(13) 環境省作成の「平成二十年度 環境省重点施策」の二頁から十六頁に記載されているすべての要求額

(14) 防衛省作成の「我が国の防衛と予算 平成二十年度概算要求の概要」の二頁から十四頁に記載されているすべての要求額

(二) 平成二十年度予算の概算要求に併せて各府省庁より提出された平成二十年度税制改正要望のうち、租税特別措置の要望(新設を除く)を行っている各特別措置について、以下の(1)及び(2)に関する資料

(1) 各特別措置により、平成十六年度から平成十八年度の各年度において、法人税の減免を受けている企業等団体名一覽及び法人税の減免総額

(2) (1)の企業等団体のうち、各年度における法人税の減免額上位二十団体について、その企業等団体名及び減免額一覽

(三) 国会(衆議院、参議院、国立国会図書館)、裁判所(最高裁判所)、会計検査院及び中央省庁(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)の平成十九年度予算執行(又は執行予定)における、以下の(24)の執行(又は執行予定)単価及び以下の(24)の調達数量並びに平成二十年度予算の概算要求に用いた以下の(24)の積算単価及び以下の(24)の調達予定数量

通常業務用のパーソナルコンピュータ

通常業務用の机

通常業務用の椅子

コピー用紙

制服

自動車

自転車

テレビ

防寒着

携帯電話機

固定電話機

東京 ワシントンDC間の旅費

東京 札幌間の旅費

東京 大阪間の旅費

出張手当

庁舎等の清掃委託費（平米単価）

弁当代

公式ホームページの保守メンテナンス等委託費（月額）

H形鋼（SS400） $200\text{mm} \times 100\text{mm} \times 5.5\text{mm} \times 8\text{mm}$ 20.9kg/m （円/kg）

セメント（普通ポルトランド バラ）（円/t）

① 生コンクリート（呼び強度二・〇 スランプ一八cm 粗骨材二〇（二五）mm）（円/m³）

② コンクリート型枠用合板（ラワン）（板面品質BC）（輸入品） $12\text{mm} \times 900\text{mm} \times 1800\text{mm}$ （円/枚）

③ 鉄筋コンクリートU型（三〇〇B $300\text{mm} \times 300\text{mm} \times 600\text{mm}$ ）七九kg）（円/個）

④ 硬質塩化ビニル管（一般管（VP） 呼び径五〇mm $60\text{mm} \times 41\text{mm} \times 4000\text{mm}$ ）（円/本）

なお、右記 から④までの市場における代表的価格を調査すること。ただし、代表的価格については、価格の前提条件を明記すること。

(四) 財務省において、平成二十年度予算査定の際に全府省庁統一的な査定単価基準を設けている場合はその一覧表

四 その他

本要請書は、予算委員会に送付されたい。

事業名	事業の具体的内容（事業について、「5W1H」を記載）			事業総額（百万円）
人件費	要求額（千円）	対象者の種類 （注1）	対象人員数 （人）	単価（円）
物品（消耗品）・サービス 調達費	要求額（千円）	調達する物品（消耗品）・サービスの 内容、個数（調達物品別に記載）		使用した積算単価
旅費	要求額（千円）	目的、交通手段、目的地		使用した積算単価
会議費	要求額（千円）	予定する会議の目的、開催場所、 回数、出席者		使用した積算単価
広報費	要求額（千円）	具体的な広報手段の概要、回数（広 報手段別に記載）		使用した積算単価
委託事業費	要求額（千円）	委託する事業の概要（委託事業別 に記載）		使用した積算単価
施設整備費	要求額（千円）	整備する施設の概要、目的（施設 別に記載）		使用した積算単価
補助金	要求額（千円）	補助制度の概要（補助事業ごとに 記載）		使用した積算単価
その他	要求額（千円）	支出の具体的内容（支出の性格を 明確に表す費目を記載）		使用した積算単価
合計額（千円） （注2）	要求額（千円）			
公共事業費	要求額（千円）	公共事業の概要（事業別に記載）		使用した積算単価

注1 「対象者の種類」は当該人件費の支払先について、国家公務員（定員職員・定員外職員別）、
地方公務員、民間人（学識経験者）、民間人（作業員）、その他の別を記載

注2 合計額は、指定資料に記載されている該当事業ごとの金額に一致すること

注3 特別会計からの支出を予定している場合、支出予定元となる特別会計名を明記

注4 上記区分を構成する、目及び目細について記載すること